

神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和7年4月25日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和7年12月26日とする。

(蓄電システム等及び太陽光発電設備の出力、設備及び機能に係る要件)

第3条 要綱別表4の2(4)に掲げる太陽光発電設備の出力に係る要件は、1kW以上10kW未満であることとする。

第4条 要綱別表4の2(5)に掲げる蓄電システム等のうち、設備に係る要件は、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

(1) 環境省令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備

(2) 環境省令和6年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備

2 要綱別表4の2(5)に掲げる蓄電システム等のうち、機能に係る要件は、次の各号の全てに該当することとする。

(1) 停電時においても操作を行うことなく、太陽光発電設備で発電された電力を蓄電システム等に充電することが可能であること。

(2) 停電時においても操作を行うことなく、蓄電システム等に充電した電力を、補助対象住宅等で、通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することが可能であること。

3 要綱別表4の2(5)に掲げる太陽光発電設備の設備及び機能に係る要件は、次の各号の全てに該当することとする。

(1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすものであること。

(2) 設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。

(3) 未使用品であること。

(4) 地絡検知機能を有していること。

(5) 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。

附 則

この要領は、令和7年4月25日から施行する。